

協働のまちづくり指針

共に学び・共に育ち・共に変わる

Hyuga City

日向市

今、「協働のまちづくり」は、みんなの共通の課題です。

最近、「協働」という言葉をよく耳にします。協…協力？ 働…働く？ ちょっと大変そう、面倒くさそう、私には関係なさそう、このようなイメージを持つかもしれません。

でも、協働は、もう既に私たちが始めていることなのです。

例えば、毎年恒例の「日向市クリーン大作戦」。多数の市民の皆さんに参加していただき、河川、海岸、道路の美化清掃に取り組んでいます。

それから、地域内の道路や公園などの清掃、花づくりなどについても、自治公民館を中心に地域に暮らす市民の皆さんに積極的に取り組んでいただいています。

さらに、家庭で省エネ・省資源に努めたり、地域で防犯活動に取り組んだり、普段の生活の中で、一人ひとりができることはたくさんあるのです。

私たちは、だれもがふるさとを愛し、安心して住み続けることのできるまちにしたいと願っています。

この願いを実現させるために、まず、自分ができることから始めて、徐々にその輪を広げていくことができれば、そこからまちづくりの大きなエネルギーが生まれ、住み良いまちをつくっていくことができると思います。

地方分権が進み地方の自立が求められる中、市民が主役の地方自治の確立が不可欠となっています。私たちは今、自分の住むまちを見つめ直し、何をしなければいけないのかを考え、そして実践していくスタートラインに立っているのです。これから具体的な行動に向けて第一歩を踏み出さなければいけません。市民の皆さんと行政が同じ方向に向かって進めるよう、共通の手引書として「協働のまちづくり」指針を策定しました。

また、本市では、平成19年3月に、今後10年間のまちづくりの指針であり、市の最上位計画である「新しい日向市総合計画」を策定したところですが、「市民との協働」は同計画の基本理念として掲げられています。さらに、同計画のキャッチフレーズである「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい 人とまち」は、「協働のまちづくりにより、『自助・共助・公助』がうまく融合された社会が実現し、自立した市民と日向市」を表現しているところです。

この指針が、総合計画の目指す「協働のまちづくり」を実践していく上で、大いに役立つことを願っています。

【目次】

第1章 協働のまちづくりとは・・・

1. 協働のまちづくりの定義 P. 3

第2章 協働のまちづくりが求められている背景と期待される効果

1. 協働のまちづくりが求められている背景 4
2. 協働のまちづくりによって期待される効果 5
3. 求められる協働のまちづくり 6

第3章 協働のまちづくりを推進するために

1. 協働のまちづくりのイメージ 7
2. 協働のまちづくりの担い手と期待される役割 8
3. 協働のまちづくりの基本原則 10
4. 協働のまちづくりの手法 11
5. 協働のまちづくりの流れ 12
6. おわりに… 13

第1章 協働のまちづくりとは・・・

1. 協働のまちづくりの定義

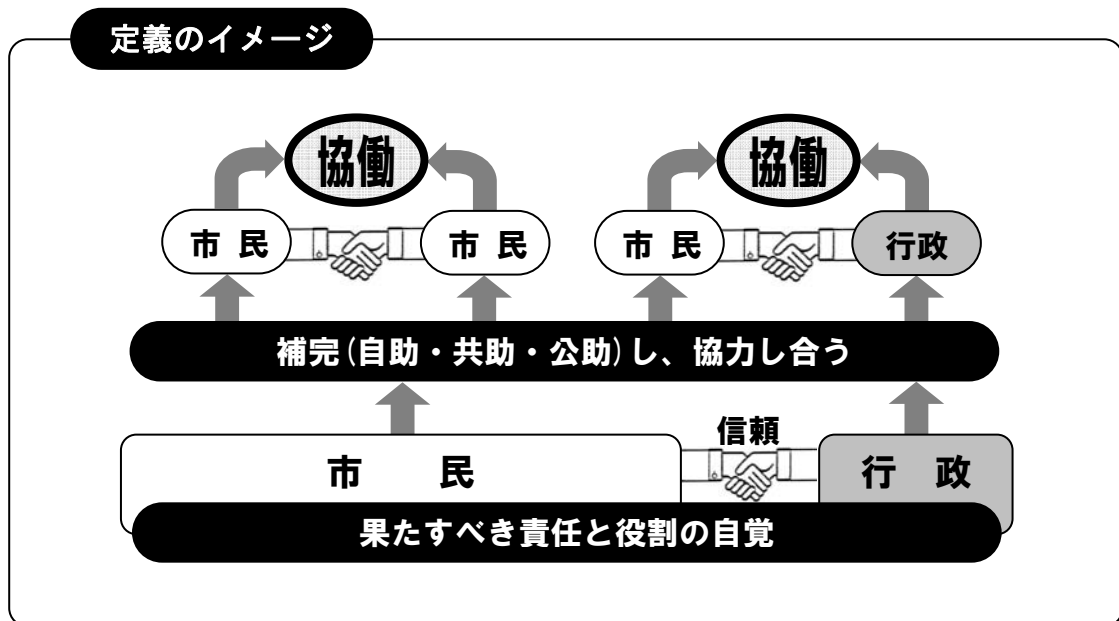
“協働”という言葉は、1977年、アメリカの政治学者ヴィンセント・オストロムが「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていくこと」を一語で表現するために造語した“coproduction”（co「共に」、production「生産」）を日本語に訳したものです。

本指針では、この“協働”の概念をまちづくり^{※1}に取り入れ、「協働のまちづくり」の定義を

『市民がお互いに、あるいは、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完^{※2}し、協力し合ってまちづくりに取り組むこと』

とします。

この意味をみんなが共有するところから、「協働のまちづくり」はスタートします。



チェック 「市民」とは

「市民」とは、日向市に住み、働き、学ぶすべての個人と、市内に所在し、または、活動するボランティア団体やNPO法人^{※3}などの市民活動団体、自治公民館、企業などをいい、本指針では、それらを総称して使用しています。

※1 まちづくり 道路や公園の整備など、街並みに関するだけでなく、地域の課題にみんなで取り組む雰囲気づくり、近所付き合いでの人の輪づくりなども含まれます。言わば、まちづくりとは、地域を暮らしやすくする様々な活動全般のことと言えるでしょう。

※2 補完（補完性の原則） 個人でできることは個人が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行うという、なるべく身近な所で問題解決を図ることをいいます。

※3 NPO法人 正式には「特定非営利活動法人」（Non Profit Organization の略）。特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。通称NPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体が都道府県などから認証を受け、法人登記を行うことにより法人として活動しています。

第2章 協働のまちづくりが求められている背景と期待される効果

1. 協働のまちづくりが求められている背景

では、今、なぜ全国的に「協働のまちづくり」が盛んに唱えられるのでしょうか。その背景として、次のようなことが考えられます。

地方分権の進展

本格的な地方分権^{※4}時代において、地方自治体は「自己決定、自己責任」のもと、従来の全国均一のまちづくりではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民満足度の高い分権型社会を構築する必要があります。

市民ニーズの高度化・多様化

「右肩上がり」の高度経済成長期を経て、我が国の社会経済構造は大きく変化しました。これに伴い、市民個人のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズもより高度化、多様化しており、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じています。

市民活動の活発化

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」への価値観の変化や「自己実現」志向の高まりもあり、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、地域の課題に対して自主的、自発的に取り組もうとする個人や団体による市民活動が活発化してきています。

地域コミュニティ機能の低下

地域コミュニティ^{※5}には、困った時には手を差し伸べ、足りないところは補い合う「助け合い」の精神がありました。

しかし、都市化や核家族化、少子高齢化が進行する中、地域住民のコミュニティ意識が次第に希薄化し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下してきており、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となってきました。

行財政改革への対応

極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な財政基盤を構築するためには、“公共サービスは行政が担うもの”という従来の固定的な考え方を見直し、市民と行政が役割を分担しながら公益を増進していく新たな仕組みが必要となっています。

※4 地方分権 国と地方自治体との役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。地方分権は、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革とも言われます。

※5 地域コミュニティ 特定の地域内において消費や生産、労働、スポーツ、祭りなどにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている伝統的、歴史的な地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

2. 協働のまちづくりによって期待される効果

市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、次のような効果が期待されます。

公共サービスの向上

公平、均一なサービスの提供を基本とする行政ではこれまで対応が難しいと考えられていた分野においても、市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、市民ニーズに合った迅速かつきめ細かい多様なサービスの提供が期待できます。

自治意識の醸成

市民一人ひとりがより良いまちづくりを目指して自主的、自発的に地域の課題解決に携わることで、自分たちの地域社会を主体的につくっていくことが意識され、自治意識の醸成が図られるとともに、地域住民の連帯感が高まり、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築につながります。

相乗効果

協働のまちづくりは、市民と行政の双方向の取組であることから、市民には活動の場や機会がさらに拡大するとともに、地域の課題に対する市民の関心がより一層高まり、市民活動団体の設立や行政への参加・参画が促進されることが期待され、一方、硬直化した行政には柔軟性を持たせるなど、新たなものを生み出す相乗効果があります。

役割分担の明確化

あらゆる分野での協働のまちづくりを通して、市民と行政の相互理解が進み、公共領域における市民と行政の役割分担が明確になります。

チェック 「参加」と「参画」

「参加」とは、アンケート調査への回答、公聴会や説明会での意見陳述、パブリックコメント手続による意見提出など、何らかの市民参加手続により、行政活動に加わることです。

一方、「参画」とは、単に意見を述べるだけでなく、意思形成過程にも関与するなど、行政活動により積極的、能動的にかかわっていくことです。

「参加」・「参画」は、協働のまちづくりの基礎であり、市民の積極的な「参加」・「参画」が協働のまちづくりの第一歩となります。

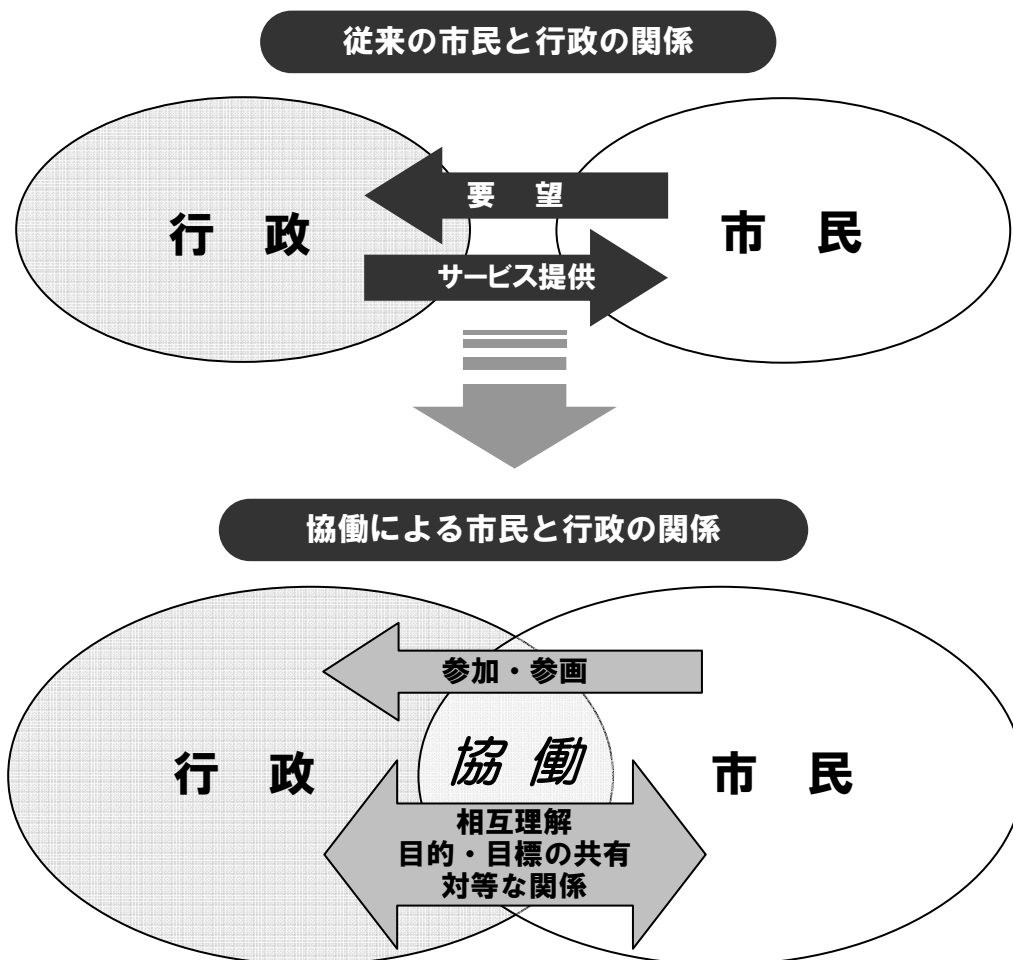
3. 求められる協働のまちづくり

本市では、平成19年3月に、今日の時代背景や東郷町との合併を踏まえ、「市民との協働」と「地域力^{※6}の活用」を基本理念とする「新しい日向市総合計画^{※7}」を策定しました。

総合計画は、市の最上位計画であり、今後10年間のまちづくりの指針となるものですが、市民と行政が協力して日向市という地域社会をつくっていくための重要な計画であり、本市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、市民と行政が、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための市民共有の指針となるものです。

総合計画のキャッチフレーズ「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい 人とまち」が表現する、「協働のまちづくりにより『自助・共助・公助』がうまく融合された社会が実現し、自立した市民と日向市」を目指すためには、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という公助中心の行政主導による地域づくりから、個人でできることは個人が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行うという社会の仕組みを構築していく必要があります。

そして、市民と行政それぞれが持つ専門的な知識や技術などの特性を生かしながら、市民がお互いに、あるいは、市民と行政が協力して課題解決を目指す「協働のまちづくり」に取り組んでいくことが求められています。



※6 地域力 地域社会を構成する市民（市民個人、地域コミュニティ、市民活動団体、企業など）が持つ、人材・知恵・活力・情報などの結集。

※7 日向市総合計画 本市の「最上位計画」であり、①地域経営においては、総合的な指針として施策の基礎（各種の具体的な計画の基礎）となるとともに、②市民にとっては、諸活動のガイドラインとして、③国や県に対しては、本市のまちづくりの基本姿勢を明らかにする役割を果たしています。

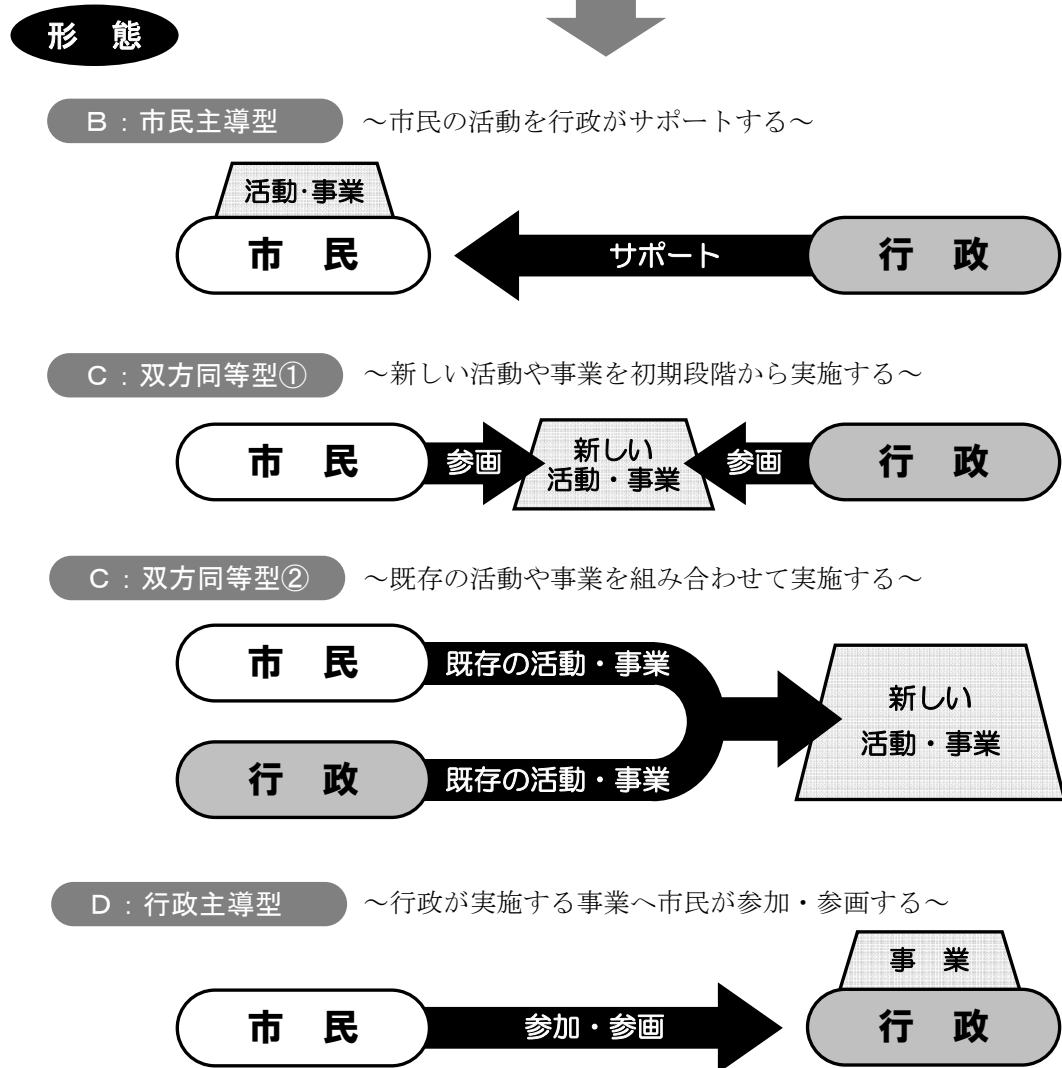
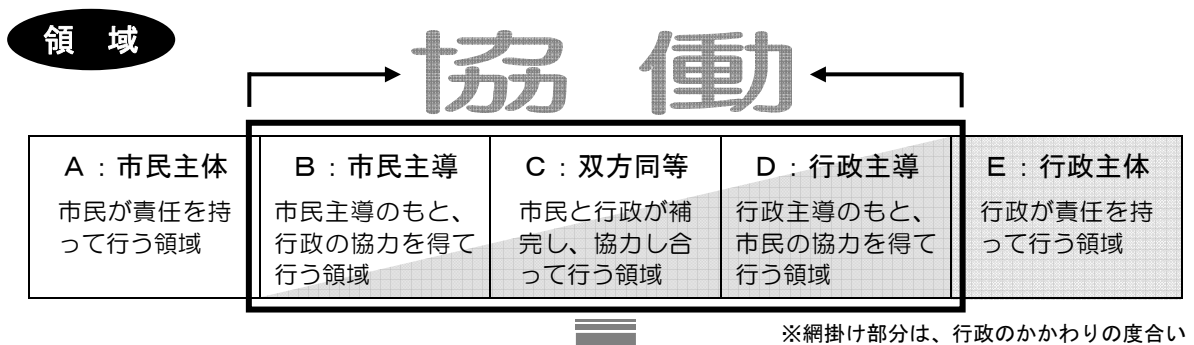
第3章 協働のまちづくりを推進するために

市民と行政が良きパートナーとして協働のまちづくりを推進していくためには、まず、お互いが十分に理解し合い、役割を明確化するなど、一定のルールの中で目的や目標を共有し、取り組むことが必要です。

1. 協働のまちづくりのイメージ

それでは、協働のまちづくりとは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

市民と行政が協働でまちづくりを行う場合、市民の領域と行政の領域が重なり合う領域が出てきます。この領域が、市民と行政が目的や目標を共有し、協働しやすい領域となり、下記の4つの形態が考えられます。



2. 協働のまちづくりの担い手と期待される役割

協働のまちづくりを効果的に進めていくためには、市民と行政がそれぞれ主役となって、自分たちの役割は何なのかを認識することが大切です。

市民

◎ 個人の役割

地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、積極的に地域の活動に協力することが大切です。

具体的には

- 市の広報紙、ホームページや様々な学習機会を通じて、情報を収集する。
- 自治公民館活動へ積極的に参加する。
- 自分の持つ知識や能力を、社会貢献活動などを通してまちづくりに生かす。

◎ 市民活動団体の役割

ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体は、その社会的使命や活動内容を積極的に社会に発信し、個人に自己実現の場や社会参画のきっかけを広く提供したり、他の市民活動団体とのネットワークづくりに努めたりするなど、自らの活動を積極的に展開していくことが大切です。

具体的には

- 団体が持っている専門的知識や情報、ノウハウをまちづくりに活用する。
- まちづくりを通して、市民に生きがいや活動の場を広く提供する。
- 他の市民活動団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していく。

◎ 地域コミュニティの役割

自治公民館、PTA、子ども会、消防団、青年団など地縁により組織される地域コミュニティは、個人では解決が困難な課題に対して、助け合いの精神を発揮し、地域で課題解決が図られる地域づくりに努めることが大切です。

具体的には

- 地域の課題を自ら探し、自ら考え行動し、解決していく。
- 地域の後継者育成を含めて、地域の中の組織づくりを強化する。
- 住民同士の交流が図れる場を積極的に設ける。

◎ 企業などの役割

企業や経済団体、協同組合などの民間組織であっても、地域社会を構成する一員として、専門的な知識や技術を地域社会に還元するなど、社会貢献活動を通して協働のまちづくりに積極的に寄与することが大切です。

具体的には

- 従業員が社会貢献活動に取り組みやすい環境を整備する。
- 自治公民館などの地域活動や市民団体の活動に対して、自らが持っている情報や技術、ノウハウなどを提供し、活動を支援する。

行政

◎ 行政の役割

協働のまちづくりを積極的に推進するため、市民及び行政職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや支援体制の整備に努めることが大切です。

具体的には

- 研修などを通じて、市民及び行政職員の協働意識を高める。
- 市の事業計画や進捗状況などの情報を提供して、市民との情報共有を図る。
- 市民活動に対する支援体制や市民活動支援センターなどの活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築など、協働のまちづくりの環境を整備する。
- 市の計画策定などに市民が積極的にかかわれるような体制を整備する。
- 各種講座や講演会などを開催し、まちづくりのリーダーを養成する。
- 協働のまちづくりに対する理解と実践意識を浸透させていくために、協働事例のPRに努める。

3. 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりに当たっては、お互いが尊重しなければならない基本的な共通の原則があります。これらの共通の原則を踏まえ、より良い協働関係を築いていくことが大切です。

公開性

協働のまちづくりの取組内容は、だれでも分かるよう透明で開かれたものでなければなりません。そのため、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすことが大切です。

相互理解

協働するパートナー同士は、お互いの立場や特性を正しく理解し、それぞれの存在意義を認め合うことが大切です。

目的・目標の共有

協働するパートナー同士は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどのような成果を上げるのかという「目標」を共有することが大切です。

対等な関係

協働するパートナー同士は、上下の関係ではなく、対等な横の関係にあることを常に認識し、お互いの長所で短所を補い合うことが大切です。

自主性・自立性の尊重

協働するパートナー同士は、相互依存とならないように自主性、自立性を尊重し、それぞれの特性を十分に生かすことが大切です。

相互評価

協働するパートナー双方で、協働のまちづくりの成果を評価し、その結果を次の協働のまちづくりへ生かすことが大切です。

4. 協働のまちづくりの手法

協働のまちづくりの実施に当たっては、次のような手法が考えられます。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい手法を選択することが大切です。

情報提供・情報交換

パートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図る手法です。地域課題の発掘や市民ニーズの把握など、情報の収集が効率的に行われることが期待できます。

共催

複数のパートナーが、それぞれ主催者となり共同で事業を行う手法です。それぞれの資源や特性を生かすことができるので、単独主催よりも事業内容の充実が図られます。

後援

主催者の実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法です。主に金銭的な支出が伴わず、一方、複数のパートナーが後援することで事業の信用度が増す効果があります。

実行委員会・協議会

複数のパートナーが構成員となって新たな組織をつくり、それが主催者となって事業を行う手法です。事業の初期段階から適切な協働関係を構築しやすく、規模の大きな事業の実施に効果的です。

事業協力・協定

パートナー同士が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を行う手法です。一般的には、事業の目的、役割分担、経費負担などを取り決めた協定書を取り交わして事業を行うため、安定した関係のもとで比較的期間の長い事業の実施に効果的です。

補助

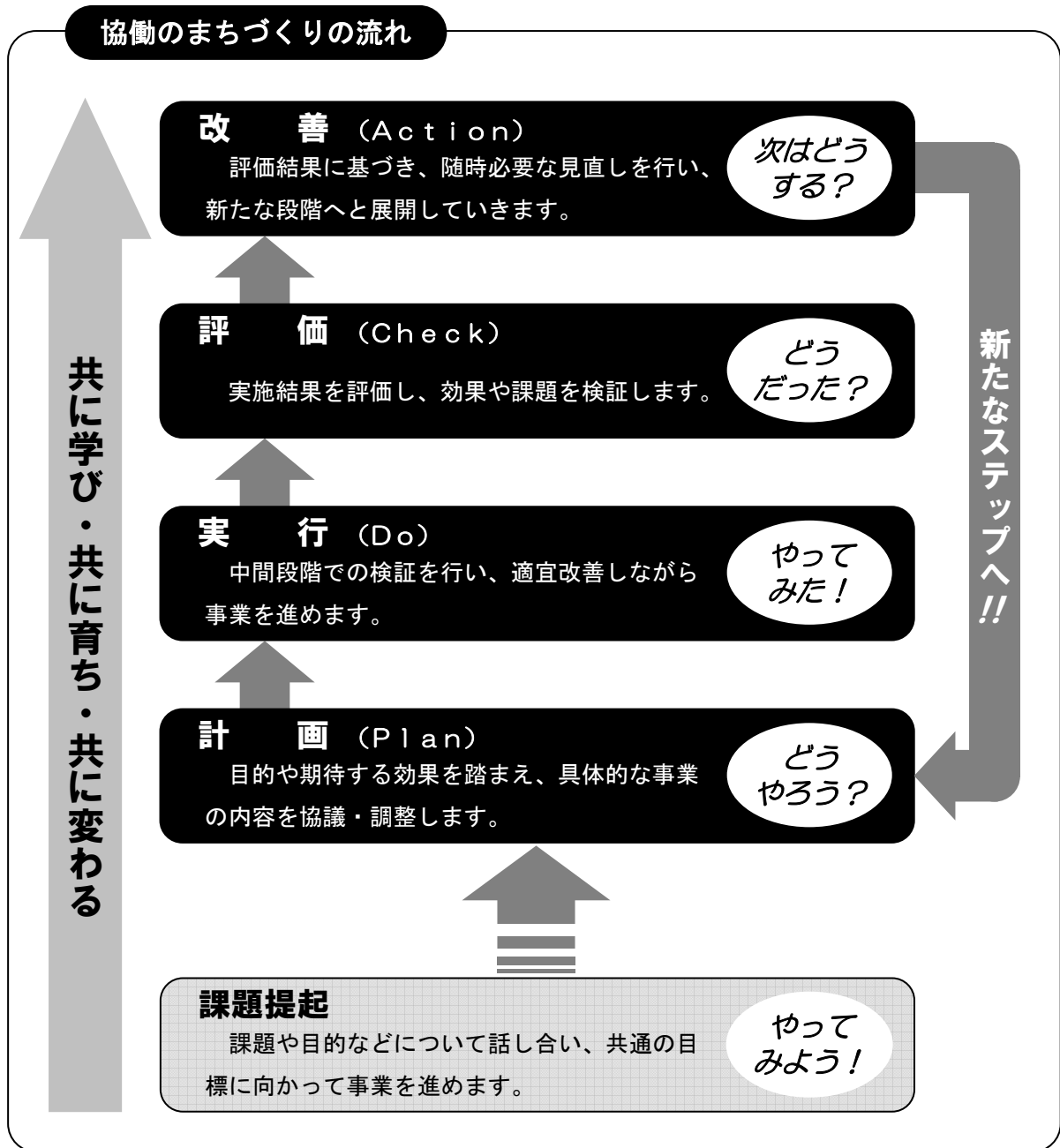
活動資金に課題を抱えるパートナーに対して、ほかのパートナーが補助金等の名目で財政的な支援をする手法です。補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要です。

委託

事業主体にはない優れた特性を持つパートナーに契約をもって事業の全部又は一部を委ねる手法です。パートナーの専門性、先駆性、柔軟性などの特性を生かすことで、より良いサービスや成果が期待できます。

5. 協働のまちづくりの流れ

協働のまちづくりでは、地域の課題解決や共通の社会的な目標の達成に向けて、市民と行政がお互いの資源を持ち寄り、その特性を生かし、「計画→実行→評価→改善」の一連の流れ（サイクル）を繰り返しながら、「共に学び・共に育ち・共に変わる」ことが大切です。



6. おわりに・・・

これまで、協働のまちづくりが求められている背景と期待される効果、協働のまちづくりを推進するための共通の基本原則や役割分担などについて述べてきましたが、「協働」は、単に行政の負担を軽くするために、行政が市民に業務を委ねていくということではありません。

地方分権から地方主権^{※8}への流れの中で、「安心して住み続けることのできるまち」を創造するために、市民も公共サービスの受け手としてだけでなく、その生産過程に積極的にかかわれるような新しい住民自治システムの構築が必要となっており、「協働」は、多様で実効性に富んだ効果的なまちづくりの手法の一つです。

この指針で「協働」について理解と認識を深め、市民と行政がお互いに補完し、協力し合って、「協働のまちづくり」を進めていきましょう。



※8 地方主権 「地方分権」に対して用いられる表現で、中央から権限を分与してもらうのではなく、地方が本来の責任を踏まえ、率先・主導して自治を確立していくという考え方です。

日向市
協働のまちづくり指針

平成19年11月 策定

発行 日向市

編集 日向市生活環境部 市民協働課
TEL0982-56-0017 FAX 0982-56-0018
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
Email: kyoudou@hyugacity.jp